

付 議 第 1 号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 25 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の事案について意見を述べること。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月6日提出

高知県知事 尾崎 正直

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員を」を「職員(55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。)」を「に」、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第27条の3第1項第5号中「財団法人日本教育公務員弘済会高知支部」を「公益財団法人日本教育公務員弘済会高知支部」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第97号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「相当する」を「相当する額から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあってはその差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が5,000円を超えるときは、5,000円とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)」を、同年4月1日以降にあっては5,000円に平成26年4月1日から給料を支給する日までの期間の年数(その期間に1年未満の端数があるときは、当該端数を1年とする。)に相当する数を乗じて得た額(当該額がその差額に相当する額を超えるときは、当該差額に相当する額とする。))をそれぞれ減じた」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付け及び平成25年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、55歳を超える公立学校職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（昇給）

（昇給）

第7条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

第7条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員（55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間に於けるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

4～6 略

4～6 略

（給与からの控除）

（給与からの控除）

第27条の3 職員に給与を支給する際には、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

第27条の3 職員に給与を支給する際には、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

（1）～（4） 略

（1）～（4） 略

（5） 公益財団法人日本教育公務員弘済会高知支部の会費

（5） 財団法人日本教育公務員弘済会高知支部の会費

（6） 略

（6） 略

2 略

2 略

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(抜粋)

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(抜粋)

附 則

附 則

1～10 略

1～10 略

(給料の切替えに伴う経過措置)

(給料の切替えに伴う経過措置)

11 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、同年4月1日以降にあつては5,000円に平成26年4月1日から給料を支給する日までの期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、当該端数を1年とする。）に相当する数を乗じて得た額（当該額がその差額に相当する額を超えるときは、当該差額に相当す

11 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

る額とする。)をそれぞれ減じた額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.61

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.78

12 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

13 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

14 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第97号)附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員に関する知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成25年高知県条例第56号)第3条の規定の適用については、同条中「特例期間における給料月額」とあるのは「特例期間における給料月額と公立学校職員の給

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.61

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.78

12 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

13 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

14 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第97号)附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員に関する知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成25年高知県条例第56号)第3条の規定の適用については、同条中「特例期間における給料月額」とあるのは「特例期間における給料月額と公立学校職員の給

参考資料 2—4

与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号。以下この条において「平成17年改正条例」という。）附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」と、「任期付職員条例第4条若しくは任期付研究員条例第5条」とあるのは「任期付職員条例第4条若しくは任期付研究員条例第5条並びに平成17年改正条例附則第11項から第13項まで」と、「定められる額」とあるのは「定められる給料月額と平成17年改正条例附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」とする。

16～21 略

附則別表（附則第7項関係）

略

与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号。以下この条において「平成17年改正条例」という。）附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」と、「任期付職員条例第4条若しくは任期付研究員条例第5条」とあるのは「任期付職員条例第4条若しくは任期付研究員条例第5条並びに平成17年改正条例附則第11項から第13項まで」と、「定められる額」とあるのは「定められる給料月額と平成17年改正条例附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額」とする。

16～21 略

附則別表（附則第7項関係）

略

《公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案》

平成 24 年 10 月 9 日及び平成 25 年 10 月 15 日の人事委員会からの報告及び勧告のうち、給与制度に関する改正については、次のとおりとする。

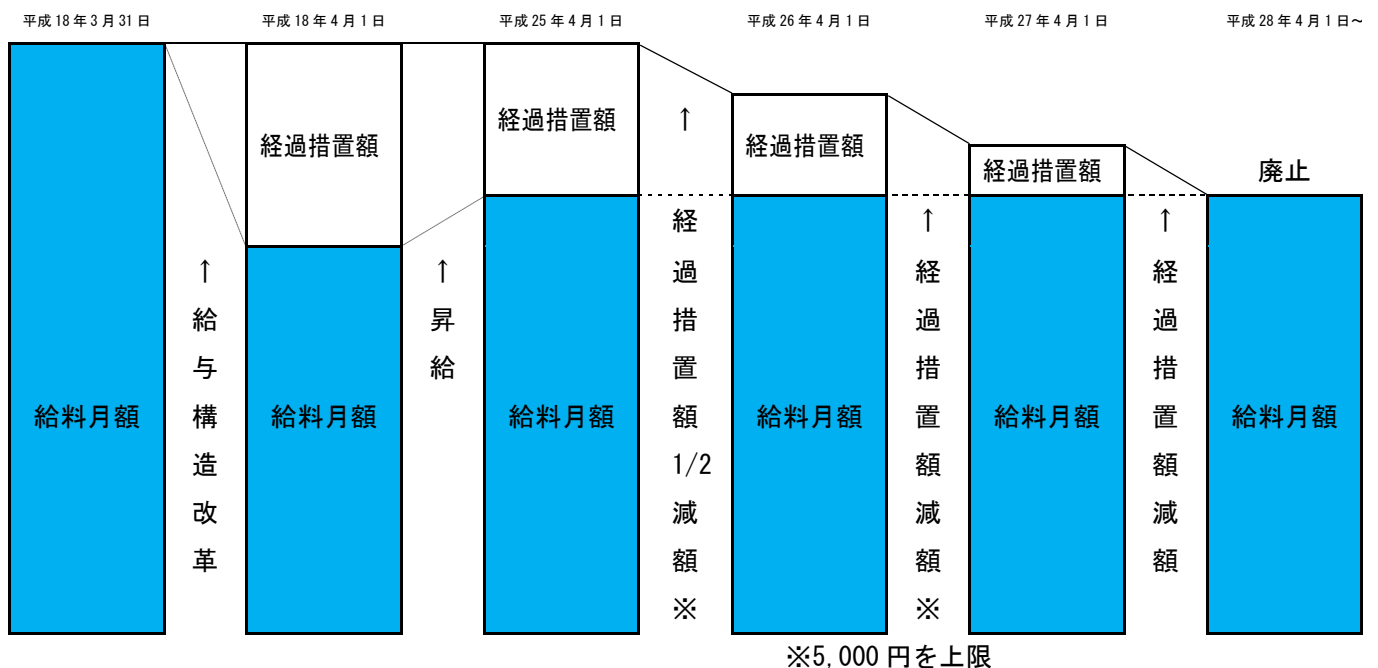
1 昇給制度の改正（第 7 条関係）

平成 24 年人事委員会勧告に沿って、すべての給料表適用者において 55 歳を超える職員の昇給号給数については、次表のとおりとする。

昇給区分	極めて良好 [昇給区分Ⅰ]	特に良好 [昇給区分Ⅱ]	良好 [昇給区分Ⅲ]	やや良好でない [昇給区分Ⅳ]	良好でない [昇給区分Ⅴ]
現 行	4号給以上	3号給	2号給	1号給	昇給しない
改正後	人事委員会規則で定める (2号給以上)	人事委員会規則で定める (1号給)	昇給しない	昇給しない	昇給しない

2 給与構造改革における経過措置額の廃止（附則第 11 項関係）

平成 25 年人事委員会勧告に基づき、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年高知県条例第 97 号）附則第 11 項の規定による給料の額（以下「経過措置額」という。）については、平成 26 年 4 月 1 日、経過措置額からその 2 分の 1（その額が 5,000 円を超える場合にあっては、5,000 円）を減じた額とすることとし、平成 27 年 4 月 1 日以後、順次 5,000 円を上限として、経過措置額を減ずることとする。



3 施行日

1、2ともに平成 26 年 4 月 1 日